

役員報酬規程

JAB S057:2019

第3版：2019年3月26日

第1版：2010年7月1日

公益財団法人 日本適合性認定協会

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人 日本適合性認定協会 定款第37条第1項の規定に基づき、役員報酬に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(役員)

第2条 この規程で役員とは、定款の定めにより評議員会で選任された常勤理事、非常勤理事および監事をいう。

(役員報酬)

第3条 役員報酬は、別表のとおりとする。

2 常勤理事、非常勤理事の報酬は、第1項に定める範囲で理事会が決定する。

3 監事の報酬は、第1項に定める範囲で評議員会が決定する。

4 役員報酬は年額で定め、12か月に分割して支払う。

(兼務常勤理事の報酬)

第4条 常勤理事が事務局長など職員を兼務する場合も、報酬は第3条に定める役員報酬のみとし、この法人の給与規則に定める給与は支給しない。

(通勤費)

第5条 常勤理事には、この法人の給与規則を準用し、通勤手当を支給する。

(支払日)

第6条 支払日は職員に準じる。

(改定)

第7条 この規程の改定は、評議員会の決議により行う。

(引用文書、関係様式)

第8条

文書番号	文書名
S001	定款

附則 この規程は、公益財団法人移行設立の登記の日から施行する。

附則 この規程改定（第2版）は、2016年6月7日から施行する。

附則 この規程改定（第3版）は、2019年4月1日から施行する。

別表

・常勤理事	専務、常務理事	2,000万円を超えない範囲
・非常勤理事	理事長	300万円を超えない範囲
	理事	100万円を超えない範囲
・監事		200万円を超えない範囲

様式番号 JAB NF18 REV.0

改 定 履 歴 (公開文書用)

版 番号	改 定 内 容 概 略	発 行 日	文 書 責 任 者	承 認 者
1	S057新規発行	2010-07-01	第1回評議員会 検討	評議員会
2	別表 非常勤理事 理事長の報酬額を改定	2016-06-07	総務部長	評議員会
3	第6条 常勤理事への旅行等福利厚生等費用 の補助 廃止に伴う同条削除 第7条 (改定)、第8条 (引用文書、関係様 式) の追加 別表 監事報酬の見直し	2019-03-26	総務部長	第24回評 議員会

公益財団法人日本適合性認定協会
〒141-0022 東京都品川区東五反田1丁目22-1
日本生命五反田イーストビル3F
Tel.03-3442-1210 Fax.03-5475-2780

本協会に無断で記載内容を引用、転載及び複製することを固くお断りいたします